

全 建 事 発 第 1 1 4 号
平成 29 年 1 月 12 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 103 条第 1 項に
規定する設計に関する図書について(協力依頼)

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、別紙のと
おり通知がありました。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理組合に対して公布
される 11 種類の図書について、施工に関する情報が適切に提供されるよう、その
内容の明確化及び周知徹底等を図る必要があることから、宅地建物取引業者からの
求めがあれば資料を提出する等、適切な対応が行われるよう貴会会員企業の皆様
に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当) 事業部 松縄

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

国土建第315号
平成28年12月27日

一般社団法人 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



マンションの管理の適正化の推進に関する法律第103条第1項に
規定する設計に関する図書について（協力依頼）

先般、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）において、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき管理組合に対して公布される11種類の図書について、施工に関する情報が適切に提供されるよう、その内容の明確化及び周知徹底等を図る必要があるとされた。

これを踏まえ、別紙のとおり、国土交通省土地・建設産業局不動産課長から不動産関係団体あて通知されたところである。

貴団体においては、貴団体傘下企業において、宅地建物取引業者からの求めがあれば資料を提供する等、適切な対応が行われるよう周知願いたい。

国土動指第 72 号

平成 28 年 12 月 26 日

関係業界団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 103 条第 1 項に規定する
設計に関する図書について（通知）

マンションの修繕等を計画的に実施し、適正な管理を進めていくためには、その構造等に関する情報が所有者や管理組合に対して適切に提供されることが重要である。

このため、宅地建物取引業者は、マンションを分譲した場合において、管理組合の管理者等へ 11 種類の図書の交付が義務づけられている（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 103 条第 1 項及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）第 102 条）。

下記のとおり、11 種類の図書の内容を明らかにするので、貴団体会員に周知をされたい。

記

1. 11 種類の図書は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 1 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による完了検査に用いた、付近見取図、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書と同じもの、並びに建築基準法第 2 条第 12 号に規定する設計図書の一部として作成する仕様書とする。なお、地盤に関する情報は、構造計算書に含まれるものである。
2. 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 3 条の 2 に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更があった場合には、当該変更内容を明確にする措置を講じるものとする。